

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等                           | 意見の概要  | 修正等 | 意見に対する町の考え方  |
|-----|---------------------------------|--|-----|--|
| 1   | 3. 産業の振興(P15～18)                | 下記事業を追加されたい。<br>企業誘致事業   | 修正  | (3)計画 事業計画：(10)過疎地域持続的発展特別事業【商工業・6次産業化】及び事業計画(令和4年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分：(10)過疎地域持続的発展特別事業【商工業・6次産業化】に、「企業誘致事業」を追記します。  |
| 2   | 3. 産業の振興(P15～18)                | 下記事業を追加されたい。<br>林業活性化対策事業(林業者育成支援・バイオ燃料化ほか)<br>里山整備事業(里山の間伐下草整備ほか) | 修正  | 森林経営管理事業、森林整備事業等の実施により林業事業者の活性化を目指します。<br>里山整備事業については、ライフライン等保全対策として計画に記載します。下草整備等については、民有林については本来所有者が行うべきものですが、森林管理制度の枠から外れた森林で、特に整備が必要となると認められるものについては森林整備事業として事業ができるよう、(3)計画：(1)基盤整備【林業】の事業内容に、「林業整備事業」、「里山整備事業」を追記します。 |
| 3   | 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項(P52～53) | 下記事業を追加されたい。<br>土地利用計画の立案事業  | 修正  | 土地利用計画の立案事業については、現状多くの課題があり、見直しの具体的な期日はお示しできませんが、ご意見のとおり、将来的に「国土利用計画」の見直しを行うこととし、(1)現況と問題点、(2)その対策、(3)計画の事業名(施設名)及び事業内容に「国土利用計画の見直し」を追記します。  |
| 4   | 13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項(P52～53) | 下記事業を追加されたい。<br>農業振興地域整備計画の見直し                                     | 修正  | (3)計画 事業計画：(10)過疎地域持続的発展特別事業【その他】及び事業計画(令和4年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分：(10)過疎地域持続的発展特別事業【その他】に、「農業振興地域整備計画特別管理事業」を追記します。  |
| 5   | 6. 生活環境の整備(P25～30)              | 下記事業を追加されたい。<br>生ごみ減量化対策事業   | —   | 生ごみ減量化対策事業につきましては、「6. 生活環境の整備：(2)その対策：③環境衛生」に記載してございます。<br>「6. (3)計画：事業計画」においては、広義の事業内容とし、「廃棄物適正処理事業」として記載しております。  |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等                 | 意見の概要                      | 修正等 | 意見に対する町の考え方  |
|-----|-----------------------|----------------------------|-----|--|
| 6   | 6. 生活環境の整備 (P25～30)   | 下記事業を追加されたい。<br>ハザードマップ見直し | 修正  | (3)計画 事業計画：(7)過疎地域持続的発展特別事業【その他】及び事業計画(令和4年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分：(7)過疎地域持続的発展特別事業【その他】に、「ハザードマップ更新事業」に加え、「地域防災計画更新事業」、「国土強靱化地域計画更新事業」を追記します。 |
| 7   | 11. 地域文化の振興等 (P48～49) | 下記事業を追加されたい。<br>伝統文化伝承支援事業 | 修正  | (3)計画 事業計画：(2)過疎地域持続的発展特別事業【地域文化振興】及び事業計画(令和4年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分：(2)過疎地域持続的発展特別事業【地域文化振興】に、「伝統文化等次世代継承事業」を追記します。                          |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等                                  | 意見の概要                                       | 修正等 | 意見に対する町の考え方   |
|-----|--|---|-----|---|
| 8   | 9. 教育の振興(P41～45)                       | 下記事業を追加されたい。<br>地域高校育成事業                    | 修正  | ご意見のとおり、(1)現況と問題点、(2)その対策、(3)計画事業計画：(4)過疎地域持続的発展特別事業【高等学校】及び事業計画(令和4年度～令和7年度) 過疎地域持続的発展特別事業分：(4)過疎地域持続的発展特別事業【高等学校】に、それぞれ追記させていただきます。 |
| 9   | 9. 教育の振興(P41～45)                       | 下記事業を追加されたい。<br>学校給食地産地消事業                  | —   | 当計画以外で、事業の実施を行っていきます。   |
| 10  | 10. 集落の整備(P46～47)                      | 下記事業を追加されたい。<br>集落維持に対する支援事業                | —   | 集落維持に対する考え方はそれぞれ、(1)現況と問題点：②地域コミュニティ、(2)その対策：②地域コミュニティの項目で記述しています。<br>(3)計画については、(2)過疎地域持続的発展特別事業【集落整備】にあります事業が集落の維持にもつながる事業となっています。  |
| 11  | 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(P31～38) | 下記事業を追加されたい。<br>地域の暮らしを支える支援事業(高齢者の交通手段の確保) | —   | P33：(2)その対策、②高齢者福祉、①の「地域包括ケアシステムの構築」の表記に広義の内容として含まれております。   |
| 12  | 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(P31～38) | 下記事業を追加されたい。<br>生活の安心・安全事業(独居老人支援)          | —   | P33：(2)その対策、②高齢者福祉、①の「地域包括ケアシステムの構築」の表記に広義の内容として含まれております。   |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等            | 意見の概要  | 修正等 | 意見に対する町の考え方   |
|-----|------------------|--|-----|---|
| 13  | 3. 産業の振興(P15～18) | <p>・「ジビエの里立科」を女神の里たてしなの第2駐車場など通行量の多い場所に立ち上げ、ジビエ料理を格安に販売する。町内店舗等のスタンプラリーで買い物をしたお客さんに串焼き1本無料券をプレゼント。町内宿泊者には無料ジビエの里招待券をプレゼント。出展希望者には町内の空き家に無料で宿泊いただく。騒音、ごみ、近所トラブルは覚悟する。</p> <p>・車好き、バイク好きの人のための情報交換会を開催し、女神湖大駐車場等でフリーマーケットを実施いただく。毎回10日前後に実施し、町内宿泊者にはジビエの里無料券を発行する。車両が増加するため、交通事故防止対策が必要。オフロードバイクが好きな人のために、町の広大な山に幅5～8m、距離3～5km程の通路をブルドーザーで作し、走行して楽しんでもらう。あくまでも通路で、町としては競技場として使用しないが、希望があれば、希望者や希望団体の責任で競技を行い、競技者・関係者（県外限定）が町内宿泊者に無料ジビエの里招待券をプレゼントする。結論は、鳥獣駆除及びお金をかけず県外者を集め住んでもらうためのアイデアです。</p> | 参考  | アイデアをご提示いただきありがとうございます。各部署と連携し、実現可能か研究してまいります。  |
| 14  | 1. 基本的な事項(P8)    | <p>基本目標3 活気ある経済を創造する町づくり【産業振興】の、「また、魅力ある地域資源を活用して、農林業・商工業・観光・金融・学校・行政の連携・・・」の表記について、産業振興という観点から、単に観光という漠然とした表現ではなく、観光振興を担う主体として「観光業」（観光産業という表現もあるが、係わる範囲が広がるため観光業とした）と明確化すべきではないかと考えます。</p> <p>※P11:①移住・定住の促進の項で「一方で、当町の産業分類構造は観光業、製造業、建設業、農業の割合が高く、・・・」と明記されており、産業振興という観点からは、「観光業」とすることにより整合性がとれる。</p>  | 修正  | 基本目標3 活気ある経済を創造する町づくり【産業振興】の「観光」の表記については、「第5次立科町振興計画」の将来像実現のための基本目標を転記したものです。振興計画の基本目標も「観光業」となっており、誤記しておりましたので「観光業」の表記に修正させていただきます。 |
| 15  | 3. 産業の振興(P15)    | <p>(1) 現況と問題点</p> <p>「当町は、・・・農林水産業をはじめ商工業、観光が連携し、・・・商工業や観光は、豊かな・・・」の表記について、産業の振興の項であり、「観光」ではなく「観光業」として主体を明確化すべきと考えます。</p>  | 修正  | 総務省の日本標準産業分類では、観光業といった特定の産業として指定されていませんが、旅行業、宿泊業、飲食業等の観光に関わる産業の総称として観光業が広く一般的に使われていることから、(1) 現況と問題点の表記について、観光業に修正します。               |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等         | 意見の概要  | 修正等 | 意見に対する町の考え方   |
|-----|---------------|--|-----|---|
| 16  | 3. 産業の振興(P16) | <p>(1) 現況と問題点:④観光<br/>                     現況と問題点の項であり、記載されている内容は、今の時代に求められている観光ニーズや里と山の観光資源との一体化等の観光振興施策であり、町の観光業の現況・問題点が述べられていない。観光業の現況と問題点は、立科町第5次長期振興計画後期基本計画第3節魅力ある観光の振興の「現状と課題」に記載される内容が参考となると考えます。<br/>                     変更の(私案)を提出させていただきます。</p> <p>(1) 現況と問題点:④観光業<br/>                     当町の観光は、特徴的な地形により里の農村エリアと高原エリアに分かれているが、高原エリアの観光が主体となっています。高原エリアの観光業の事業者は、小規模の個人事業者が多く、大規模ホテル等は4事業者に留まっている。バブル崩壊後の景気低迷等に加え、個人経営者の高齢化、後継者問題が顕在化し、新規事業者への承継がスムーズに進まない等の問題もあり、未営業事業者が増加し、観光地としての活力が失われつつあり、活性化策が求められています。<br/>                     また、中山道の歴史的観光資源のある里と農村エリアは、魅力ある観光資源があるものの、観光業に携わる事業者は僅かであり、今後、高原と里を一体化した観光振興の推進により観光地としての基盤づくりをする時期となっています。<br/>                     さらに、これまで町が、整備してきた観光施設については、経年劣化による破損等が多く見受けられることから、誘客に向け定期的な整備を進めるとともに、里と高原それぞれの新たな魅力を創出するための施設を整備する必要があります。</p> | 修正  | <p>(1) 現況と問題点:④観光を④観光業に修正します。また、ご意見のとおり、町としても課題として捉えているところであり、次のとおり追記します。<br/>                     「個人事業主の観光事業者については、高齢化と後継者の不在等により維持が難しいとともに、事業承継も進まず、未営業施設が生ずるなど、観光地の活力を低下させる懸念があることから、活力の維持・向上に向けた取り組みが必要となります。」</p> |
| 17  | 3. 産業の振興(P16) | <p>(2) その対策:②林業<br/>                     林業の現況と問題点において、林業従事者の減少や高齢化を指摘し、計画的な森林整備による労働条件の改善、雇用の安定化を含めた後継者の育成支援策を講じる必要性を述べているが、その対策について具体的な内容がないといえます。<br/>                     当町には広大な町有林と民有林があり、町有林の計画的な森林整備や民有林の里山整備事業の推進により林業事業を拡大し、林業経営者の経営支援等の方策が必要ではないかと考えます。</p>   | -   | <p>森林経営管理事業、森林整備事業等の実施により林業事業者の活性化を目指します。<br/>                     町有林の森林整備については、町の森林経営計画に沿って主伐・間伐事業を行っております。民有林については、森林管理制度を活用し、適切な森林整備を進めてまいります。6(2) その対策:②林業中段に記載しましたとおり、まずは森林整備実施者に対する施業箇所集約化を図ります。</p>             |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等                       | 意見の概要  | 修正等 | 意見に対する町の考え方  |
|-----|-----------------------------|--|-----|--|
| 18  | 3. 産業の振興(P16)               | <p>(2)その対策:④観光<br/>「観光は関連企業への波及効果をもたらし、……その魅力を広く発信し新たな魅力の創出に努めます。」の表記について、記載内容は、一般的なことであるが、問題は、「誰が」努めるのか、その主体が明確でないと云えます。現況と問題点の意見(私案)に記載しているとおり、観光事業者の弱体化、未営業事業者の増加が問題であり、その問題を解決する手立てを講じなければ、有効な観光振興は図れないと考えます。<br/>元気な観光地づくりのために後継者のいない事業者の事業継承促進策として事業承継者への支援・優遇策、また、新規の起業家への各種優遇策等を町の観光政策として立案し、新たな観光事業者を広く受け入れていることを積極的に広く発信することが必要と考えます。<br/>「その対策」については、今少し現況と問題点を把握され、再考されたい。</p> | 修正  | <p>(2)その対策:④観光を④観光業に修正します。<br/>「努める」の主体は、観光事業者と町になります。互いに協働し、連携しながら進めてまいりたいと考えます。<br/>(1)現況と問題点:④観光業の追記に伴い、次のとおり追記します。<br/>「観光地の活性化及び持続的発展のため、観光事業者の経営改善や事業再生、円滑な事業承継の支援の充実を図ります。」</p> |
| 19  | 3. 産業の振興(P17)               | <p>(3)計画【観光】の事業内容に、(2)その対策の事業を追加する。事業承継者、新規起業家への各種優遇・支援策</p>   | —   | <p>事業承継等の事業内容については、商工業振興対策事業において支援に取り組みます。</p>   |
| 20  | 3. 産業の振興(P18)               | <p>(4)産業振興促進区域及び振興すべき業種<br/>旅館業と特定しているが、観光業として幅広く対応すべきではないかと考えます。旅館業に特定する理由がわからない。狭めるならば、宿泊・飲食・売店業とすべきでは。</p>  | —   | <p>法令により振興すべき業種は、旅館業と定められています。</p>   |
| 21  | 2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成(P11) | <p>(1)現況と問題点:①移住・定住の促進<br/>「望む仕事がないことが生産年齢人口の減少に拍車をかけています。多様な職種・業種……育成・創出していくことが生産年齢人口の社会減抑制には重要です。」<br/>UIターン希望者が望む職種がないのが生産年齢人口減少につながるのであれば、その対策を打つことは、社会減抑制ではなく、UIターン希望者の増加につながるのだから、「社会増に重要です。」となるのではと考えます。</p>  | 修正  | <p>ご意見を受け、P11:(1)現況と問題点、①移住・定住の促進の表記を修正します。</p>  |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等  | 意見の概要  | 修正等           | 意見に対する町の考え方   |
|-----|--|--|---------------|---|
| 22  | 2. 移住・定住・地域間交流の促進、<br>人材育成(P11～14)<br>3. 産業の振興(P15～18) | <p>立科町の未来発展拠点をコメリ立科店～ツルヤ立科店～中居信号間一体に形成する。商業地・住宅地を積極的・精力的に展開:「コンパクトシティ立科」を提案します。</p> <p><b>【理由】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移住希望者が、当地に更なる魅力を感じこの町を選択するため(移住推進)</li> <li>・住民が、田舎でも都会的な暮らしができる為の住環境整備(利便性を高めるため)</li> <li>・地域社会の再生と住みやすいまちづくりを目指すために</li> <li>・少子高齢化対応の次世代まちづくり、若者にも高齢者にも魅力ある一帯づくり</li> <li>・白樺高原入口交差点を中心に、高原と里との結びつきを高める拠点づくりを図る</li> </ul> <p><b>【内容】</b></p> <p>ナガイ電化・花季・コメリ～ツルヤ立科店～中居信号機迄の町道・県道沿一帯を商業・工業・サービス業・医院・金融機関・介護施設・葬儀場等々現在既にある施設を活かしつつ更なる誘致・新設企画・展開のもと、「立科町商業・住宅等振興地域」とし、現農業振興地域から除外する。積極的・精力的な過疎地域持続的発展計画の展開の中で、最も大きな効果が期待できるのは、この地域を商業地・住宅地として、「立科町の未来発展拠点をこの地域一帯に形成する」と考えます。宇山バイパスも完成し、長和町・上田市武石丸子地域・松本地域から近くなり、和田トンネル無料化、上田市・東御市・小諸市・佐久平全て通勤距離圏内の各種条件は満たされています。浅間連峰の景観も空気も最高のこの一帯は、平坦で陽当たりも良く住宅地として最適です。この地域が、商業地・工業地・住宅地として更に発展するならば、移住者の魅力は高まり、また地域住民の日常生活での利便性も向上します。働く人・住む人・交流する人の拡大も図れます。人口減少対策の一端を補うことにも繋がります。</p> | 修正<br>・<br>参考 | <p>移住推進については、ご意見を踏まえ、P11:(1) 現況と問題点、①移住・定住の促進の表記に追記します。</p> <p>ご提案いただきました、ナガイ電化～中居信号機までの整備につきましては、ご指摘のとおり指定の区域は、農用地(農業振興地域)であることから、そちらとの調整を図ったまちづくりが必要となります。ご提案いただきました内容につきましては、今後の事業の展開を進めていく上で参考とさせていただきます。</p> |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等                    | 意見の概要   | 修正等 | 意見に対する町の考え方   |
|-----|--------------------------|---|-----|---|
| 23  | 5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (P22) | <p>(1) 現状と問題点<br/>「県中央部の松本～早期事業推進を要望していきます」の記述を削る。<br/>【その理由】脱炭素社会を見据え、新たな広域道路は作らなくてもよいと思います。三才山トンネルなどが無料になり東西の交通は負担が軽くなりました。また森林を切り開いての新大型道路は自然破壊につながります。観光立国なので、自然を大いに残し保全すべきと考えるから。<br/>人口減が進み、車自体は減るし、またCO2削減のためにも新たな道路計画は必要ないと考えます。</p>                                    | —   | <p>松本地域、上田地域及び佐久地域を結ぶ「松本佐久連絡道路」の建設促進については、平成9年度に関係市町村と期成同盟会を設立し、これまで国及び県へ要望活動を続けて参りました。長年にわたる要望により、令和3年度に「関東ブロック新広域道路交通計画」及び「長野県広域道路交通計画」に構想路線として位置付けられたところであり、本道路計画については、災害発生時の緊急輸送路、医療機関へのアクセス強化、地域経済の発展や文化の交流等を目的としており、立科町民にとっても多岐に亘り大きなメリットがありますので、引き続き関係市町村と協力し、事業推進を要望していきます。</p> |
| 24  | 5. 交通施設の整備、交通手段の確保 (P23) | <p>(2) その対策：⑤地域公共交通<br/>「一括低額運賃制度を活用したタクシーの輸送サービスを運行し、移動手段の確保に努めます。」との表現ですが、行きはバスでも、日中にタクシーを利用して佐久市内から帰ろうと思っても、望月ハイヤー1社だけだと、タクシーが来るのをずうっと待っていないといけないとの意見がありました。佐久市内を流しているタクシーも利用できるように改善してほしいとの事。協定を結んで、他のタクシー会社も利用できるように改善してほしいと思います。それで「広域でのタクシー利用など充実を図ります」と入れられないでしょうか。</p> | —   | <p>一括定額運賃制度は、タクシー事業者の事業で、町が事業主体となって実施することができない事業です。このため、この制度を活用して、広域でのタクシー利用を行うことはできませんので、計画(案)の表記のままとさせていただきます。</p>  |
| 25  | 6. 生活環境の整備 (P27)         | <p>(2) その対策：④環境保全<br/>形態などの普及により5G対応の電波塔が突然立って驚くことがあります。まだ公式には認知されていないとはいえ、電磁波による頭痛・吐き気などの健康被害も訴えられていることから電波塔、中継基地局電波塔建設にあたって、地権者の承諾のみならず「周辺住民への説明会と合意」を取り付けるよう、開発要綱に規定できないか。少なくともの電磁波公害についての記述が必要だと思います。</p>   | —   | <p>既に立科町開発基本条例による申請が必要な場合は対応しております。<br/>また、携帯電話基地局は、国が定めた電波防護指針並びに関係法令を遵守し設置されておりますので、現行の対応とします。</p>  |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等                                  | 意見の概要   | 修正等 | 意見に対する町の考え方  |
|-----|--|---|-----|--|
| 26  | 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(P31～32) | (1)現状と問題点:①子育て環境の確保、(2)その対策:子育て環境の確保<br>ここがふさわしいかはわかりませんが、子どもが親や兄弟の面倒、生活の心配をするヤングケアラーが問題となっています。実態調査や支援に繋げる新しい施策展開が必要ではないでしょうか。   | —   | この問題は過疎化対策問わず、実態調査や支援が必要と考えております。  |
| 27  | 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(P32)    | (2)その対策:子育て環境の確保<br>①子育て環境の確保の文中、「保護者の育児を肩代わりするのではなく」の記述は不用では。肩代わりは誰もできないため。これがなくても文章や意味は通じると思います。  | —   | 子育ては、保護者のみではなく、行政も共に携わりたいと考えております。中には子育てを保護者によって変わって保育園等が担ってくれるものと考えがちな方もいらっしゃいます。子育て支援には、子ども対象の支援とその保護者対象の支援の両方があると思います。この一文をあえて加えることで、「子育て」の中心はあくまでも保護者ではありますが、行政はそれをサポートしながら、「子ども支援」・「保護者支援」の両方を行っていきたいという意を表したく記載しております。 |
| 28  | 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(P33)    | (2)その対策:子育て環境の確保 ウ地域全体での子育て支援の充実<br>「ウ地域全体での子育て支援の充実」のなかに子育て支援センターの常設、相談員の常駐、雨の日など天気の悪い時などいつでも遊べる空間(仮称・こどもの王国、子どもランド)子供向け図書やゲーム、親子で過ごせる空間、ボール遊びやマット運動などの運動機能も備えた子供専用の施設を作り、子育て世代の交流も常時可能な空間を作る等の事業展開をいれてはどうでしょうか。 | —   | 子育て支援センターの常設、あそびの広場等、細かな事業展開についてはこれから検討を重ねるところですが、様々なことを展開できるよう、広義の意味を持たせた文面にしてあります。   |
| 29  | 7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(P35)    | (2)その対策:⑤地域福祉 ウ結婚支援の充実<br>広域での「出会いの場、共同体験の場」をつくる取り組み強化を入れたらどうでしょうか。   | —   | 広域での取り組みの強化については、様々な分野での連携が必要となるため、現在の表記にとどめています。  |
| 30  | 8. 医療の確保(P39)                          | (1)現状と問題点:①地域医療<br>「川西組合からが」の表現を「川西組合を通して」に改めたらどうか。   | 修正  | ご意見を踏まえ、修正させていただきます。   |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等            | 意見の概要  | 修正等 | 意見に対する町の考え方  |
|-----|------------------|--|-----|--|
| 31  | 9. 教育の振興(P41)    | (1)現状と問題点:①学校教育<br>「生活感の多様化」を「生活観の多様化」に変えては。   | 修正  | ご意見を踏まえ、「生活環境の多様化」に修正させていただきます。  |
| 32  | 9. 教育の振興(P41～43) | (1)現状と問題点、(2)その対策<br>・姉妹都市・経済連携都市など首都圏から山村体験会など通して立科町の歴史・文化・風俗を知ってもらう取り組みで交流人口を増やす事業の展開はどうか。<br>・夏休みを活用した林間学校を企画し立科町に親しんでもらう。立科の子どもたちと交流する企画を展開し、農村留学に繋げる事業<br>・親子留学や農村留学で子どもたちを増やす事業に取り組む。<br>・ほっとステイで都市の子どもたちと交流している事業をこの中に位置づけてはどうか。あるいは交流人口の増大の施策に位置づけてはどうか。 | —   | 計画(案)に具体的な記載はありませんが、2.移住・定住・地域間交流の促進、人材育成の中で対応が可能であると考えます。   |
| 33  | 9. 教育の振興(P41～43) | (1)現状と問題点、(2)その対策<br>・「子育て世代の経済的負担の軽減のため、給食費の無償化に取り組めます。」<br>・「高校生・大学生の経済的負担軽減のために、給付型奨学金を新設します」を入れ込んでいただければ嬉しいです。   | —   | 経済的に困窮している世帯については、就学援助費により給食費等の公費負担を行っており、学校給食の無償化に取り組む予定はありません。<br>給付型奨学金については、制度設計等時間をかけて検討しなければならない事業であるため、現時点では計画に入れる予定はありません。   |
| 34  | 9. 教育の振興(P42～43) | (1)現状と問題点:⑤男女共同参画、(2)その対策:⑤男女共同参画<br>自治会・議会・役場などでの女性の登用を進め、意思決定・政策決定の場に女性の比重を増やすことを位置付けてほしい。   | 修正  | 男女共同参画の推進は、「立科町男女共同参画長期プランIV」に基づいており、同内容は、「施策1-1 政策・方針の決定過程への助成参画の拡大」が記載されているため、この計画による事業の推進を図る旨を追記します。<br>P43(2)その対策:⑤男女共同参画<br>(修正前)「…意識改革を推進するため、事業の推進を図ります。」の表記を、(修正後)「…意識改革を推進するため、「立科町男女共同参画長期プラン」による事業の推進を図ります。」とさせていただきます。 |

「立科町過疎地域持続的発展計画（案）に対するご意見（パブリックコメント）及び回答

| No. | 項目・頁等                       | 意見の概要   | 修正等 | 意見に対する町の考え方  |
|-----|-----------------------------|---|-----|--|
| 35  | 9. 教育の振興(P42)               | (2)その対策:②生涯学習<br>「外国人への日本語教育や日本の風俗、伝統、制度などへの理解を深め、異文化交流を進める」この観点を入れ込む。  | —   | 国際交流については、P12(2)その対策:②地域間交流の促進、イ都市・国際交流の項目に記載しておりますので、生涯学習の項目での修正はありません。   |
| 36  | 9. 教育の振興(P43)               | (2)その対策:③スポーツ振興<br>「障がい者スポーツも健常者と共に楽しむ環境づくりを進める」を入れ込んだらどうか。   | 参考  | P43(2)その対策:③スポーツ振興に、「町民が誰でも参加できるイベントの開催などスポーツ・レクリエーション活動の活性化に努めます。」と記載してあります。ここに、「障がいの有無にかかわらず、皆が一緒に楽しめるポッチャ等のユニバーサルスポーツ」の導入の記載を検討しましたが、指導者育成等の課題があるため、今回は「誰でも」という表記に止めています。ユニバーサルスポーツの導入については、今後、検討してまいります。 |
| 37  | 10. 集落の整備(P46)              | (1)現状と問題点:①集落整備<br>「需要の見込める地域の住宅地整備に対応し」の表現を「～住宅地の整備を進めます。」にする。違和感なくつづきます。  | 修正  | ご意見のとおり、修正させていただきます。   |
| 38  | 12.再生可能エネルギーの利用促進(P50)      | (2)その対策<br>「エネルギーの自給率を進めるために、公共施設の屋根などを活用し太陽光発電を進める。」を入れる。<br>畜産の糞尿などを活用しメタンガス発電、用水路を活用した小水力発電の普及を進めエネルギーの地産地消を進める。」を入れ込んだらどうか。 | —   | 脱炭素社会の推進において具体的な事項は、「立科町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」及び「立科町地球温暖化対策地域推進計画」に記載しております。<br>(3)計画 事業計画においては、広義の事業内容とし、「脱炭素社会推進事業」として記載しております。   |
| 39  | 12.再生可能エネルギーの利用促進(P50)      | (3)計画<br>事業計画の中に、新規事業を入れ込んでください。<br>家庭用太陽光発電設置補助金、太陽熱温水器設置補助事業、V2H補助事業、電気自動車導入補助制度など。   | —   | (3)計画 事業計画においては、広義の事業内容とし、「脱炭素社会推進支援事業」として記載しております。  |
| 40  | 13.その他地域の持続的発展に関し必要な事項(P52) | (1)現状と問題点:②広域行政、(2)その対策:②広域行政<br>広域での公共交通の充実で、気軽に移動できる手段の確保で高齢者が安心して免許を手放せるように、移動の自由で地域が活性化するように、また、車の走行を減らしてCO2の削減に繋がります。      | 修正  | 公共交通の項目は、5. 交通施設の整備、交通手段の確保になります。ご意見を踏まえ、P23(2)その対策:⑤地域公共交通の項目に追記させていただきます。  |